

記載例

【車名・型式・車台番号】
自動車検査証に記載してある内容を正確に記入してください。
※ 数字とアルファベットを明瞭に区分して記入してください。
(要注意 1とI、0とD・O、8とB、VとUなど。)

【新規・変更】該当する届出に○印をつけてください。
・新規： 軽自動車の新車の購入、未届の中古車の購入等
・変更： 申請(届出)済の自動車で、保管場所のみ変更の場合

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で記入してください。
(ミリ単位は切り捨てる。)

【使用の本拠の位置】
【個人の場合】
実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は、住民票の住所と同じです。
《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》
【法人の場合】
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。本社、営業所等の所在地です。
《通常は、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません。》

【車名】
車の製造会社名(メーカー名)を記入してください。

例
スズキ、ホンダ
三菱等

【申請者住所・氏名】
【個人の場合】
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記載します。

【法人の場合】
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名と、代表者の役職・氏名を記載します。

規則別記様式第2号(第4関係)

自動車保管場所届出書 (<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更)		自動車の区分		<input type="checkbox"/> 登録 <input checked="" type="checkbox"/> 軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
ダイハツ	F E - 7 0 C	F E 7 0 C - 1 2 3 4 5 6 7 T	長さ	3 3 9 センチメートル
			幅	1 4 7 センチメートル
			高さ	1 6 2 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	静岡市葵区追手町6番1号			
自動車の保管場所の位置	静岡市葵区追手町9番6号 (変更前)			
上記の事項について届出をします。				
○ ○ 警察署長 殿		提出先は、保管場所を管轄する警察署です。		令和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日
〒 ()				
住所	静岡市葵区追手町6番1号			
届出者 (フリガナ)	シズオカ タロウ			
氏名	静岡 太郎			
電話	054 - 123 - 4567			

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示や地番で記入してください。

※ 変更届出の場合は()内に変更前の位置を記入してください。

- 備考
- 法第5条、第13条3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条(法第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
 - 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」文字を○で囲むこと。
 - 変更届をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 - 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係る以外もの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は、当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 - 自動車の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※注意事項
申請添付書面は、次の書類をそれぞれ1通添付してください。
★所在図及び配置図
★保管場所使用権限疎明書面
(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等)
申請内容に不明な点がある場合は、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。

自己単独所有 その他

【保管場所の所有者】
届出する保管場所の所有者に○印をつけてください。
自己単独所有・・・届出者本人が所有の場合(自認書を添付)
その他……………他人所有や共有の場合(保管場所の使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等を添付)

自動車登録番号	静岡580れ4321
車両番号	

届出をする自動車にナンバー(登録番号・車両番号)があり、その番号をそのまま使用する場合に記入してください。

連絡先	携帯電話 090-1111-2222 駿河一郎 054-777-8888
-----	-----------------------------------------------

【連絡先】
申請内容について、日中問い合わせ可能な連絡先として、携帯電話番号、申請者以外(担当者等)の氏名、電話番号等を記入してください。

規則別様式第2号(第3条関係)

自動車保管場所届出書 (<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更)			自動車の区分	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置				
		(変更前)		
上記の事項について届出をします。				
警察署長 殿			年 月 日	
〒()				
住 所				
届出者 (フリガナ)				
氏 名				
電 話				

- 備考
- 1 法第5条、第13条3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条(法第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
 - 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
 - 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 - (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は、当該届出の前15日以内に保管場所とされていたとき。
 - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

自己単独所有 その他

自動車登録番号	
車 両 番 号	

連絡先	
-----	--